

広島県選挙管理委員会告示第九号

令和六年十月二十日執行の世羅町長選挙及び世羅町議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和七年二月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

裁 決 書

審査申立人 広島県世羅郡世羅町大字堀越122番地
上 羽 場 幸 男

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和6年12月6日付けで提起された令和6年10月20日執行の世羅町長選挙（以下「本件町長選」という。）及び世羅町議会議員一般選挙（以下「本件町議選」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、広島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

申立人の審査の申立て及び世羅町選挙管理委員会の弁明の要旨等

1 申立人の審査申立ての趣旨は、世羅町選挙管理委員会（以下「町選管」という。）が申立人に対して行った令和6年11月27日付けの異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）の取消しを求めるというのであって、その理由の要旨は次のとおりである。

(1) 令和6年10月28日付けの異議申出書の一連の経過にあるとおり、町選管は、選挙運動用ビラ（公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第1項第7号に規定するビラをいう。以下「ビラ」という。）の印刷部数についての説明が誤っている事を広島県選挙管理委員会の指摘により、同年10月7日には認識していた。町選管は、事前説明の誤りを一部の候補者には同日の内に、他の一部の候補者には後日、更に、告示日に伝えられた候補者もあった。しかし、申立人を含む9人の候補者には選挙が終わっても一切の説明がされなかった。公職選挙法のもとで公平・公正に選挙を執行する立場にある町選管が自ら法を逸脱して執行した本件町長選及び本件町議選の効力は無効である。

【一連の経過】

8月23日 町選管による立候補者説明会。

9月初旬 申立人がビラの数等について問い合わせをする。町長選挙の場合は、片面印刷なら5,000枚だが両面印刷では2,500枚が頒布可能枚数であると、町選管から回答される。証紙については、表裏両面に貼ることが求められた。

10月3日 書類等の下見を受けた時点で、ビラを町選管に提供した。申立人は、両面印刷の2,500枚で足りないと判断して片面印刷のものを5,000枚作成した。

10月7日 他陣営からの指摘により、部数と証紙の貼り方について、町選管から県

選管に問い合わせ確認した結果、先の説明が誤っていたことが判明したが、この時点では、問合せをした陣営以外には周知されなかった。

10月15日 告示日。町選管は、両面印刷で作成していた6名の候補者の陣営のみに、先の説明が誤りであったことを伝え、申立人陣営には伝えなかった。

10月17日 新聞折込がされたビラを確認したところ、両面印刷されたものに証紙が1枚しか貼られておらず、申立人陣営が町選管に確認したところ問題がないとの見解であった。

10月24日 申立人陣営としては不信感を持ったまま選挙戦を終えた。再度、町選管の説明を求めた結果、事の顛末が判明した。片面印刷と両面印刷では有権者に伝える情報量に2倍の差があり、著しく公平性を欠いた結果となった。

(2) 申立人は、ビラに係る事前説明の誤りについて異議を申し出たものではない。10月7日に町選管が誤りを認識した後、告示日まで8日間も猶予があったにもかかわらず、町選管の前記(1)の措置は著しく公平・公正を欠いたものであり、その行為は恣意的、意図的に行った事と指摘されるものである。大きな過失であり、全ての責任は町選管にある。選挙管理業務においても間違った説明をすることは皆無ではないと考えるが、本件の場合、回復措置に問題があったと言わざるを得ない。

(3) 町選管は、異議申出に対しての決定書において、「選挙の規定に違反する」としているが「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当しない事を根拠に本件選挙は無効ではないとしている。しかし、町選管は重大な瑕疵を認識しつつ、8日後の告示日をむかえたもので、仮に、故意ではないとしても見過ごされるべきものではない。選挙結果を論ずる以前の大きな問題である。本件選挙に係る一連の公平公正を欠く選挙管理業務が選挙の有効性に影響しないとされるならば、今後の選挙において、大きな混乱を招く事になると言わざるを得ない。

(4) 町選管は、同決定書の中では「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当しないとしているが、令和6年12月3日の世羅町議会における、佐倉議員の、「本件事案がなかった場合、選挙結果はどうだったか」の一般質問に対して、町選管事務局長は「予測することはできない」と答弁をしており、決定書の内容とは大きく矛盾をしている。

申出書において選挙結果について記述していないのは、告示以前に重大な事案を隠して執行した本件町長選及び本件町議選は、その時点で、すでに無効と判断すべきであるからである。

(5) 町選管は、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合には当たらない」ので選挙を無効と出来ないとしているが、告示まで8日間もある状況なら候補者として様々な対応が出来る。ビラのつくり直しは勿論のことである。

2 町選管の弁明の趣旨は、本件審査の申立てを棄却するよう求めるというのであって、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

(1) 本件審査の申立ては、本件町長選及び本件町議選について選挙の無効を求める趣旨であり、判断の基準としては、法第205条第1項において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない、と規定されている。

(2) 「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称するもの」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。

審査申立ての理由にあるビラに関する誤った説明は、法第142条第1項第7号に規定される候補者一人のビラの枚数を制限する内容となっており、ビラを作成した候補者に対してこれを訂正し正しい説明を行っていないため、本件町長選及び本件町議選における町選管の説明は「選挙の規定に違反する」と認められる。

(3) 「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（最高裁判所昭和29年9月24日判決）とされている。

本件町長選においては、当選人は両面印刷のビラ2,500枚を作成し得票は4,944票、申立人は片面印刷のビラ5,000枚を作成し得票は3,207票であり、得票差は1,737票であった。ビラの頒布方法は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第109条の6において新聞折込み又は選挙事務所内、個人演説会の会場内などに限られており、ビラの使用方法や実際に使用された枚数は候補者によって異なるものであるから、町選管が誤った説明をしなかったならば、選挙の結果にどの程度の影響を与え、異なった結果の生ずる可能性があったかを判断できる根拠は見つけられない。

本件町議選においては、ビラを作成した5名の候補者はいずれも当選人となっており、町選管の誤った説明により異なった結果の生ずる可能性があったとは認められない。

(4) したがって、本件町長選及び本件町議選は、選挙の無効の決定の前提となる「選挙の規定に違反するときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」には当たらない。

裁決の理由

当委員会は、令和6年12月6日付けで提起された本件審査の申立ての形式的要件を審査したところ、副本が提出されていなかったことから、申立人に提出を指示した。その後、申立人から同年12月10日に副本の提出を受けた当委員会は、本件審査の申立てが適法なものとなったことを認めて、これを受理した。

そして、当委員会は、町選管から弁明書の提出を受け、申立人からは反論書の提出を受

けるとともに、申立人に口頭意見陳述の機会を与え、慎重に審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

1 選挙の効力について

- (1) 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙に「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。
- (2) ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定はなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）するものとされている。
- (3) また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいう」（昭和29年9月24日最高裁判所判決）ものとされている。
もっとも、上記可能性は、主観的な可能性ではなく、客観的なものでなければならず、また、異動の可能性のあるような違法があっても、具体的事実につき異動を及ぼすことがなかったことが充分立証される場合は、異動を及ぼすおそれがない場合と考えるべきである（「逐条解説公職選挙法改訂版（下）黒瀬敏文・笠置隆範〔編著〕／ぎょうせい」（以下「逐条解説（下）」という。）1,790ページ参照）。
- (4) そして、これらの無効原因及び選挙の結果に異動を及ぼすおそれに該当する事実は、選挙の無効を主張する申立人において立証する責任がある（昭和23年7月29日最高裁判所判決）。

2 本件町長選及び本件町議選に係る町選管の対応は「選挙の規定に違反すること」に該当するか

- (1) 本件町長選及び本件町議選におけるビラに関しては、申立人及び町選管から提出された提出書類等から、次の事実が認められる。

令和6年9月2日（以下、年の記載のない日付は、令和6年を指す。なお、申立人は「初旬」としているが、判断には影響しない。）申立人から町選管に対し、ビラの数等について問合せをした。町選管は、当委員会事務局にも確認の上で、ビラが両面印刷の場合、証紙は両面に貼る必要があり、町長選挙の場合は、片面印刷なら5,000枚、両面印刷では2,500枚が頒布可能枚数である旨回答した。

10月7日 他の候補者からの指摘により、部数と証紙の貼り方について、町選管から当委員会事務局に改めて問い合わせた結果、「両面印刷のビラであっても証紙の貼付は1枚でよい」との回答があり、先の説明が誤っていたことが判明した。町選管は、この時点では、問合せをした候補者以外には周知

しなかった。

10月15日 告示日。本件町長選の候補者は2名、本件町議選の候補者は14名であり、町選管は、両面印刷でビラを作成していた6名の候補者（本件町長選においては申立人でない候補者1名、本件町議選においては5名）の陣営に、先の説明が誤りであったことを伝えたが、片面印刷でビラを作成していた申立人の陣営には伝えなかった。

町選管が選挙後に聴取したところ、ビラの作成枚数は、本件町長選では申立人が片面印刷で5,000枚、もう1名の候補者（当選人）が両面印刷で2,500枚であった。また、本件町議選では5名の候補者がビラを作成（1名の候補者が両面印刷で1,600枚、4名の候補者が両面印刷で800枚）し、9名の候補者はビラを作成しなかった。

10月17日 申立人は、新聞折込がされたビラを確認し、両面印刷されたビラに証紙が1枚しか貼られていなかったことを知り、町選管に確認したところ問題がないとの見解であった。

(2) 町選管は、この対応について、「法第142条第1項第7号に規定される候補者一人のビラの枚数を制限する内容となっており、ビラを作成した候補者に対してこれを訂正し正しい説明を行っていないため、本件町長選及び本件町議選における町選管の説明は「選挙の規定に違反する」ものと認められる」としている。

(3) この点について、本件町長選及び本件町議選のビラに係る一連の町選管の対応は、一旦本件町長選及び本件町議選の候補者に対し誤った説明をしたのち、当該説明が誤っていたことが判明し正しい説明内容を把握したにもかかわらず、一部の候補者に対してのみ正しい説明内容を伝えたというものであって、それ以外の候補者の選挙運動に制限を加えたまま、当該候補者に不利益を生じさせるものであることから、公平性・公正性の観点において不適切であると認められる。

しかしながら、本件は、選挙運動に関する規定の運用（ビラに貼らなければならない証紙の貼り方に係る解釈）についての説明が誤っていた（あるいは説明が誤っていたことが判明した後一部の候補者にしか正しい説明内容を伝えなかった）というものであって、その運用・解釈は法に明文で規定されているものではない。こういった場合については、「選挙事務関係者の選挙運動に関する規定についての指導が誤っていた場合も、それにより選挙の自由公正が著しく害される場合は格別、そうでない限り、選挙の規定に違反するものとは考えられないであろう」（逐条解説（下）1,789ページ）と解されていることからすると、この一連の町選管の対応事実のみをもって直ちに「選挙の規定に違反すること」に該当するとは言えず、更に、それによって「選挙の自由公正が著しく害される場合」に「選挙の規定に違反すること」と認められると解するのが相当である。

その上で、「選挙の規定に違反すること」に該当するときは、当該規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当すると認められる場合に、選挙

を無効と判断すべきものである。

そして、本件町長選と本件町議選とは、同日に行われたものとはいえ別の選挙であることから、それぞれの選挙について、「選挙の規定に違反すること」及び「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当すると認められるかどうか検討・判断する必要がある。

3 本件町長選について

- (1) 本件町長選におけるビラに関しては、前記2(1)の事実経過からすると、申立人が正しい説明内容を承知したのは、告示日の2日後に新聞折込を見て町選管に問合せをしたことによってであり、当選人は告示日に町選管から説明を受けたことによってであると認められるが、この2日の差が、双方の選挙運動に具体的に何らかの影響を生じさせたような事情は特段見当たらない。

また、法第142条第1項第7号は町村の長の選挙の場合における候補者一人当たりのビラの頒布枚数を5,000枚と定めているところ、申立人の作成した片面印刷5,000枚のビラと、当選人の両面印刷2,500枚のビラとは、いずれも当初の誤った説明により枚数を制限された状態であり、当該誤った説明に基づく上限の枚数であったものと認められる（総量を比較すると情報量が同じであることも認められる。）。

そして、この状況からすると、申立人と当選人は、双方とも当初の誤った説明内容しか承知しておらず、同じ条件のもとでビラを作成したと評価されることからすると、申立人と当選人との2名で争われた本件町長選において、公平・公正が著しく損なわれ、選挙の自由公正が著しく害されたとは認めることができない（仮にこの事実をもって「選挙の規定に違反すること」に該当すると評価したとしても、そもそも双方が同じ条件でビラを作成したのであるから、当該規定違反がなかったからといって選挙の結果に異動を及ぼす可能性があったとは認められない。）。

- (2) また、ビラは、候補者の政見等を有権者に伝えるための重要な媒体ではあるものの、法に定める選挙運動の一部であって、選挙人の具体的な投票先の意思決定は、政治信条、候補者やその支援団体との関係性など複合的な要因により決定されるものであるから、ビラの作成状況のみによって選挙結果が左右されるものではない。
- (3) その他、選挙の自由公正が著しく害された、あるいは選挙結果に異動を及ぼす可能性があったと認められるような事情は見当たらない。
- (4) 以上のことからすると、本件町長選においては、選挙の自由公正が著しく害されるとして「選挙の規定に違反すること」に該当し、かつ、当該規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある」ものと認めることはできない。

4 本件町議選について

- (1) 本件町議選におけるビラに関しては、前記2(1)の事実経過からすると、14名の候補者のうち、5名の候補者がビラを作成（うち1名の候補者が両面印刷で1,600枚、

4名の候補者が両面印刷で800枚)し、9名の候補者はビラを作成しなかった。

この点、まず、ビラを作成しなかった候補者に対しては、正しい説明を伝えなかったとしても、そもそもビラによる選挙運動を行わなかったのであるから、何ら影響は生じないため、選挙の自由公正が著しく害されるような事情があったとは認められない。

次に、法第142条第1項第7号は町村の議会の議員の選挙の場合における候補者一人当たりのビラの頒布枚数を1,600枚と定めているところ、ビラを作成した5名の候補者の間においては、1,600枚を印刷した候補者と800枚を印刷した候補者とが存在し、800枚を印刷した候補者はビラの枚数を制限された状態であったことから、選挙の自由公正が一定程度害されたことは認められる。

しかし、ビラの枚数を制限された候補者も含め、ビラを作成したすべての候補者が当選していることからすると、その程度が著しかったとまで評価することは困難であるし、少なくとも「選挙の結果に異動を及ぼす虞」は無かったものと言わざるを得ない。

- (2) また、ビラは、候補者の政見等を有権者に伝えるための重要な媒体ではあるものの、法に定める選挙運動の一部であって、選挙人の具体的な投票先的意思決定は、政治信条、候補者やその支援団体との関係性など複合的な要因により決定されるものであるから、ビラの作成状況のみによって選挙結果が左右されるものではない。
- (3) その他、選挙の自由公正が著しく害された、あるいは選挙結果に異動を及ぼす可能性があったと認められるような事情は見当たらない。
- (4) 以上のことからすると、本件町議選においては、選挙の自由公正が著しく害されるとして「選挙の規定に違反すること」に該当し、かつ、当該規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある」ものと認めることはできない。

5 その他

- (1) その他、申立人は、「証紙の適切な管理について世羅町選挙管理委員会からは全く指導がなく、頒布した選挙ビラの枚数と使用した証紙の枚数の関係について確認もしていません。」等と主張しているが、証紙の管理の指導等については法に明文で定められているものではなく、本件町長選及び本件町議選に係る選挙の効力に関する判断を左右するものではない。
- (2) また、「告示まで8日間もある状況なら候補者として様々な対応が出来る。選挙ビラのつくり直しは勿論のことである。」とも主張しているが、本件町長選及び本件町議選において、特段そのような事実が具体的に生じたような事情は見当たらず、本件町長選及び本件町議選に係る選挙の効力に関する判断を左右するものではない。

6 まとめ

以上のとおり、本件町長選及び本件町議選のいずれの選挙についても、「選挙の規定

に違反すること」があり、当該規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当するとは認められない。

よって、原決定は結論において相当であり、申立人の主張には理由がないことから、原決定を取り消すべきとする申立人の審査の申立てについて、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和7年2月18日

広島県選挙管理委員会

委員長 大 辻 茂

この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、広島高等裁判所に訴訟を提起することができる。